



ホームページ等もご覧下さい

<https://f-hojin.or.jp>

Instagram



令和7年7月1日発行 第566号

ふくしま 法人ニュース



法人会キャラクターけんくん

2025



吾妻山の雪うさぎを背にした代搔き風景を見ながら、原稿を書いています。毎年見ている光景ですが、お米が高騰している現在、改めて米生産者の皆様に感謝を感じています。今回記事を書くにあたり2021年9月号の寄稿文を見返したところ、コロナ真っただに「マスクをしたままの大人・周りの子供しか知らず・触れ合いも無い環境で育つ我が息子の将来が心配です」と書いておりました。現在は当時の心配もよそに、沢山の人々と素顔で触れ合える喜びを感じながら元気に過ごしています。

しかし、当時予想もしなかった闘争、更に日本においては、高騰する物価の中で、企業として生き延びるための重厚な対策が求められます。

つまり、過去の流れをそのまま続けるのではなく、改めて自社の強みを見つめ直して社員一同一丸となり、この難局を乗り越える意気込みが、求められているのではないかと思います。

私も法人会の皆様の助言により、自社の強みに気付かされたことに、深く感謝しております。法人会の皆様と共に、頑張りますので、よろしくお願いします。

(小針記)

私のポケット

第13回通常総会

令和7年6月2日（月）ウェディングエルティにて第13回通常総会・税務講話を開催しました。

税務講話では、福島税務署法人課税第一部門統括官の佐々木治氏より税務行政のDXとして税務署が取り組んでいる「AI Tax」や「ダイレクト納付の利用」について詳しい説明がありました。

通常総会は、福島税務署櫻井正浩署長はじめ多くの来賓の方々にご臨席いただき、また、約160名（他委任状出席1670社）の会員の皆様にご出席いただきました。

議事は令和7年度事業計画・予算等の報告の後、令和6度決算承認の件、任期満了に伴う役員改選の件等について上程され、全て異議なく承認されました。

令和7年度事業計画には、新たに「会員サービス向上」や「社団化50周年記念事業」が盛り込まれました。

議事終了後には表彰が行われました。



右から、岸秀年氏、鈴木洋敬氏、千葉会長、三品清重氏、蒲倉久夫氏、鈴木洋子氏

◆アフラック商品推進表彰
（金賞）共進（株）
◆ビジネスガード推進表彰
（銅賞）岩野 大
（AIG損害保険株）郡山支店

◆経営者大型総合保障制度推進表彰
◆加入率50%以上3年維持
◆会員増強表彰
◆福利厚生制度推進表彰

公益社団法人福島法人会国見支部

（金賞）鈴木洋子
（銀賞）高野恭子
（銅賞）阿部洋子
(大同生命保険株)福島営業所

（AIG損害保険株）郡山支店

五十畠昌之（東北自興味株）
佐藤武彦（有）ダイワプラン
菅野 晋（丸進機業株）
三品清重（株）アグリテクノ
大内千春（株）ワインスリーひかり
伊藤淳一（株）伊藤製作所
蒲倉久夫（株）サンダーフアミリー
鈴木洋子（株）ユアライフ

◆会員増強表彰
◆経営者大型総合保障制度推進表彰
◆加入率50%以上3年維持
◆会員増強表彰
◆福利厚生制度推進表彰

公益社団法人福島法人会国見支部

（金賞）桶口郁雄
（銀賞）横山利幸
（銅賞）阿部洋子
（AIG損害保険株）福島営業所

（金賞）桶口真紀子
（銀賞）高野恭子
（銅賞）阿部洋子
(大同生命保険株)福島営業所

（AIG損害保険株）郡山支店

◆役員功労者表彰
◆副会長

（敬称略）
岸 秀年（トーニチ株）
鈴木 洋敬

（敬称略）
岸 秀年（トーニチ株）
鈴木 洋敬

（税理法人鈴木会計伊達事務所）
理事

葉政行会長より挨拶があり和やかに開催されました。

◆令和6年度表彰受賞者

（敬称略・順不同）

役職	氏名	会社名
理事	実沢芳史	（有）みさわ建築設計事務所
//	樋口卓弥	（株）樋口屋商店
//	古川壯一	（株）フルカワ
//	阿部邦宏	富久泉工業（株）
//	高橋剛	東北コピー販売（株）
//	小熊弘人	社会福祉法人あいの福社会
//	佐藤龍史	（株）S P I
//	石本理恵	（株）福島丸公
//	石井達哉	（株）勝栄製作所
//	岩見孝之	（株）岩見
//	大石洋介	（有）大石ガラス店
//	大内礼子	大内わら工品（株）
//	菅野敦史	（株）菅野共栄会計
//	斎藤良治	（有）大野建築設計事務所
//	佐々木英人	社不動産（株）
//	三本杉裕	（株）三本杉ジオテック
//	宍戸宏行	（有）宍戸ビジネスマネージメント
//	高橋進	（株）高徳
//	成茂彩生	朝日システム（株）
//	芳賀一夫	会津建設（株）
監事	樋口郁雄	福島信用金庫
//	佐藤正志	（有）佐藤会計事務所
//	上塙大	（株）東邦銀行

外部理事 佐々木 史 隆 佐々木史隆税理士事務所
外部監事 行形 裕 司 行形裕司税理士事務所



『事業者のデジタル化促進に向けた取組について』

国税庁では、「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション—税務行政の将来像2023」を公表し、「納税者の利便性の向上」、「課税・徴収事務の効率化・高度化」及び「事業者のデジタル化促進」の3つの柱に基づいて施策を進めることとしています。特に、事業者のデジタル化は、税務行政の効率化に資するだけでなく、社会全体の経済取引の効率化や正確性の向上などにつながる取組と考えております。

デジタル化には、請求書のデジタル化、会計ソフトの導入、e-Taxによる申告やキャッシュレス納付などがあり、事業者がご自身のデジタル化の現状を確認できるものとして、一般、「デジタル化チェックシート」を作成いたしました。事業者ご自身により「デジタル化チェックシート」の各項目の状況を確認していくとともに、社

〈法人事業者用デジタル化チェックシート（抜粋）〉

法人事業者用 デジタル化チェックシート		
このチェックシートは、事業者の皆様のデジタル化（ペーパーレス・キャッシュレス）についての状況を自己チェックしていただき、デジタル化を進めるにあたってのツールや手続きに関して理解を深めていただくことを目的としたシートです。各手順の詳細は、下段の次回コードやQRコード等をご覗きください。		
① ベアレス		
✓ 請求書等のデジタル化	<input type="checkbox"/> 手書き	<input type="checkbox"/> Excel等の表計算ソフト
✓ 携帯のデジタル化	<input type="checkbox"/> 手書き	<input type="checkbox"/> 自社・市町のソフトウェア
クラウド会計ソフトの導入	<input type="checkbox"/> Excel等の表計算ソフト	<input type="checkbox"/> 自社・市町のソフトウェア
デジタルインボイスの導入	<input type="checkbox"/> 手書き	<input type="checkbox"/> 市町・県の導入済み
全般EDI（EDI-ZEDI）の導入	<input type="checkbox"/> 手書き	<input type="checkbox"/> 市町・県の導入済み
AI-OCRの導入	<input type="checkbox"/> 手書き	<input type="checkbox"/> 市町・県の導入済み
電子帳簿保存法	<input type="checkbox"/> 手書き	<input type="checkbox"/> 市町・県の導入済み
各取引履歴のデータ保存	<input type="checkbox"/> 手書き	<input type="checkbox"/> 市町・県の導入済み
別途別別	<input type="checkbox"/> 手書き	<input type="checkbox"/> 市町・県の導入済み
スマート保存	<input type="checkbox"/> 手書き	<input type="checkbox"/> 市町・県の導入済み
IT導入補助金の申請	<input type="checkbox"/> 手書き	<input type="checkbox"/> 市町・県の導入済み
✓ 税務手続のデジタル化	<input type="checkbox"/> 紙提出	<input type="checkbox"/> e-Tax
法人税申告	<input type="checkbox"/> 紙提出	<input type="checkbox"/> ALL e-Tax
消費税申告	<input type="checkbox"/> 紙提出	<input type="checkbox"/> e-Tax
年次調整	<input type="checkbox"/> 紙提出	<input type="checkbox"/> 部電子化
法定調査	<input type="checkbox"/> 紙提出	<input type="checkbox"/> e-Tax
納税証明書	<input type="checkbox"/> 紙申請	<input type="checkbox"/> e-Tax申請(紙受取)
各税目別	<input type="checkbox"/> 紙申請	<input type="checkbox"/> e-Tax申請(PDF受取)
② キャッシュレス	チェック欄	
✓ 支払金額	<input type="checkbox"/> 手書き	<input type="checkbox"/> クレジットカード
クレジットカード決済の導入	<input type="checkbox"/> 手書き	<input type="checkbox"/> インターネット決済
インターネット決済の導入	<input type="checkbox"/> 手書き	<input type="checkbox"/> クレジットカード
Peppol・全額EDIの導入	<input type="checkbox"/> 手書き	<input type="checkbox"/> インターネット決済
電子納税（キャッシュレス納付）	<input type="checkbox"/> 手書き	<input type="checkbox"/> インターネット決済
法人税	<input type="checkbox"/> 紙の納付書	<input type="checkbox"/> クレジットカード
消費税	<input type="checkbox"/> 紙の納付書	<input type="checkbox"/> インターネット決済
選択所得税	<input type="checkbox"/> 紙の納付書	<input type="checkbox"/> グループカード

〈デジタル化による一貫した事務処理が実現した場合〉



内・事業所でのデジタル化に関する情報の共有や、今後、会計ソフトの導入や税務手続のオンライン化などのデジタル化を進めていく際の参考にしていただきたいと考えています。仙台国税局ホームページにも掲載しておりますので、是非ご活用いただきまますとともに、本取組について、御理解と御協力をお願い申し上げます。

【仙台国税局 HP「デジタル化チェックシート」掲載ページ】

(<https://www.nta.go.jp/about/organization/sendai/jigyosyadeji/checksheet/index.htm>)



『業務や税務手続のデジタル化のメリットについて』

税務手続のデジタル化と併せて、経済取引や業務もデジタル化することにより、事業者の方が日頃行う事務処理の一貫したデジタル処理が可能となります。EDIやPeppolなどを活用して一貫したデジタル処理が実現することで、事業者の方の生産性の向上に加え、経営の高度化が期待されます。デジタル化による一貫した事務処理が実現した場合、①手作業が減って、煩雑な業務から解放、②ミスが減つて業務がスピードアップ、③本来やるべき業務に集中して売上アップ、④書類の保存コストが減少等、様々なメリットが考えられますので導入をご検討ください。

◇ 対象税目
法人県民税・法人事業税・特別法人事業税・県民税（利子割・配当割、株式等譲渡所得割）・たばこ税・ゴルフ場利用税・軽油引取税・産業廃棄物税

福島県では、e-LTAX（地方税ポータルシステム）による、電子申告、電子納付、電子申請・届出が可能です。

県税からのお知らせ

『e-LTAXが便利です』

福島県では、e-LTAX（地方税ポータルシステム）による、電子申告、電子納付、電子申請・届出が可能です。

◇ 対象税目

法人県民税・法人事業税・特別法

人事業税・県民税（利子割・配当

割、株式等譲渡所得割）・たばこ税・

ゴルフ場利用税・軽油引取税・産

業廃棄物税

e-LTAXで、申告から納税までワンストップで手続きを行うことができる、金融機関へ出向くことなく、複数の地方団体へ一括で納付できるため、大変便利です。

なお、資本金1億円超の普通法人等が行う令和2年4月1日以後に開始する事業年度の申告については、e-LTAXによる提出が義務化されていますので、御注意ください。

◇ e-LTAXヘルプデスク（電話0570-08-1459）にお問合せください。

◇ その他、県税に関しては、最寄り

の地方振興局県税部または県庁税務課までお問い合わせください。

（県庁税務課）

所得税基礎控除見直しについての考察

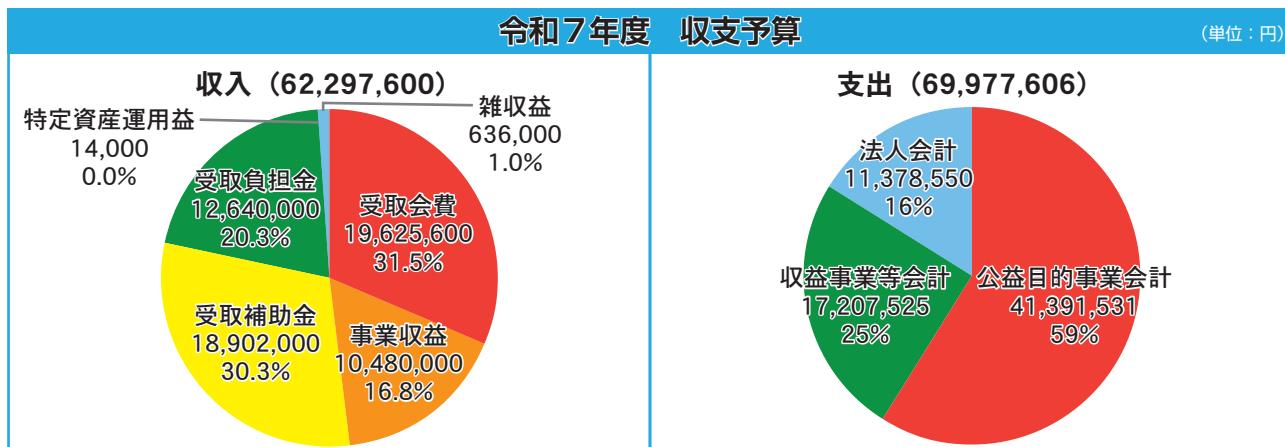
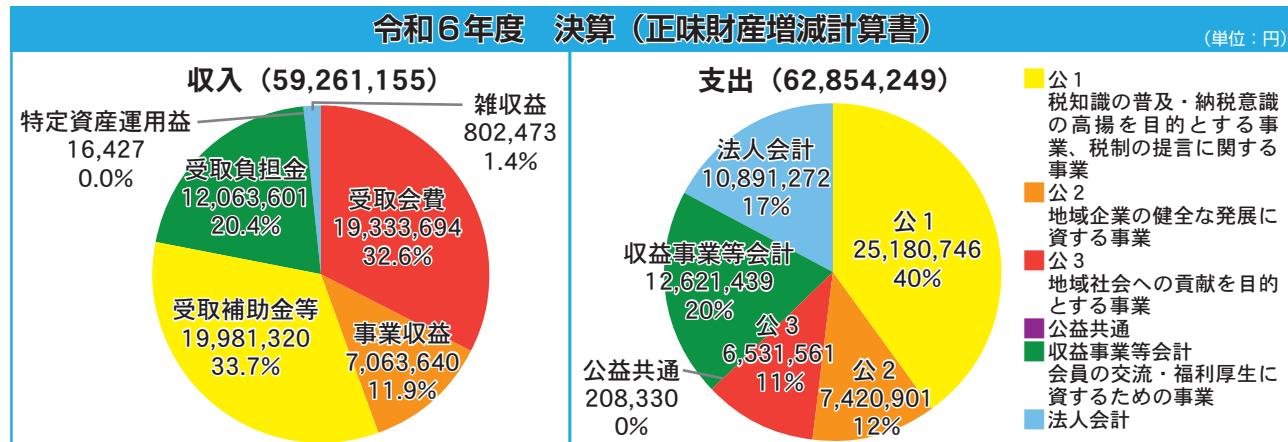
昨年の令和6年には定額減税が実施され、所得税から本人及び扶養親族等に1人当たり3万円の減税がなされました。課税される税額が減税額に達しないケースでは減税を補足する給付が行われました。また、住民税所得割が課されていない世帯等には別に給付金が措置されました。このように減税と給付金を組み合わせた今までにない少しだけ込み入った制度でした。この定額減税は令和6年限りの措置です。

そして令和7年では所得税の基礎控除の改正が国会審議を経て決まりました。今までは所得金額が2,400万円以下であれば48万円でした。そのためサラリーマンであれば給与所得控除の55万と併せて103万円の控除となりこの収入以下であれば所得税は掛かりませんでした。今回の改正でこの基礎控除の額が引き上げられ、おおよそ200万円以下の収入の場合は基礎控除が95万円となり、給与所得控除も55万円から65万円に引き上げられたので併せてサラリーマン等給与所得者であれば収入が160万円以下であれば所得税が掛からないこととなります。今

までは103万円の壁といわれていますがそれが160万円に引き上げられることになります。しかしこれまではよほど所得がない限り48万円の基礎控除で一定していましたが今回の改正では少なくとも令和7年及び令和8年に閲してはおおよそ200万円を超えて収入が上がっていくごとに基礎控除が段階的に減額されていくこととなります。従つて今年の年末調整においては各給与所得者の収入により基礎控除の額が違つてきますのでその点について十分注意を払う必要が出てきます。以前は年末調整に必要な書類は扶養控除等申告書、保険料控除申告書でしたが現在ではそれに基礎控除申告書等の3枚となり年末調整の事務は煩雑になつてきています。

租税制度の原則は公正、中立、簡素といわれていますが公正、中立はさておき簡素については昨年の定額減税、また今回の所得税基礎控除の見直しについてもその逆をいっていると言わざるを得ません。社会、経済が複雑化してきており、また国の財源確保の観点からもある程度理解できないことはないのですが我々実務家としては少し考えさせられるところです。

東北税理士会福島支部 白岩 裕嗣



詳しい内容は、福島法人会ホームページの情報公開資料から確認することができます。

青年部会

・第13回研修交流会開催

(令和7年5月26日)

斎藤新部会長あいさつ

このたび、福島法人会青年部会の部会長を務めさせていただくことになりました。身が引き締まる思いとともに、青年部のさらなる発展に向け、尽力してまいります。

本年度は、「研修広報」「税制交流」「社会貢献」の三つの委員会を中心に活動



を進めていきます。これらの委員会を通じて、学びの機会を提供し、法人会の活動を広め、地域社会への貢献を強化していきたいと考えております。また、女性部会との連携を図りながら、法人会の両輪の一つとして、より力強い組織づくりを目指します。

青年部をより良いものにするのは、部会員一人ひとりのアイデアと協力であります。皆様の積極的な参加が、新しい価値を生み出し、活気ある組織へと成長させる原動力になります。その環境を整え、誰もが力を発揮できる場をつく



ることが、私の役割だと考えています。皆様とともに、挑戦し、学び合い、社会に貢献できる青年部を築いていきましょう。ご支援、ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

・献血活動

2025年6月1日、福島法人会青年部・社会貢献委員会の第1回献血活動を、道の駅ふくしまにて行いました。当日は今年度の社会貢献委員会の大波委員長を中心に協力し、無事に活動を行うことができました。

今回の活動報告としては受付合計81名・献血人数72名の方々にご協力頂き、過去最高に迫る多くの方に献血のご協力頂きました。お手伝い・献血のご協力を頂いた部会員そして親会・女性部会・OB会の皆様にも多大なるご協力を賜りました事お礼申し上げます。

次回の献血活動は、10月5日道の駅ふくしまで実施します。今回に引き続き沢山の皆様のご参加お待ちしております。

女性部会

・移動例会

四月二十二日、会員十五名で「大桑原つづじ園」「ジュピアランドひらた」に行つきました。つづじはまだ咲き始めでしたが、新緑に包まれ、花を愛でながら歩くのはとても爽快でした。

昼食は石川町の「蕎麦美人」です。日本庭園を眺めながら、お蕎麦はもちろんのこと、他のお料理どれもが絶品でした。隠れ家的な雰囲気がまたよかったです。

「ジュピアランドひらた」では、ま

た。迷った末に私が選んだのは、激辛ポテトチップスとハバネロタバスコです。自宅で恐る恐る食べてみると、意外にも美味しいと高評価！皆様はいかがでしたか？

今回は、ふくしまの春を十分に満喫した会となりました。皆様のご協力に心より感謝いたします。



だ桜が観られ、芝桜との共演は、思わず足を止めて見入ってしまいます。展望デッキまで歩く也好し、カートで楽々行く也好し、それぞれのペースでゆっくりと楽しみました。

「日本一辛い村」で知られる平田村。道の駅には激辛づくしが並んでいました。迷った末に私が選んだのは、激辛

ポテトチップスとハバネロタバスコです。自宅で恐る恐る食べてみると、意外にも美味しいと高評価！皆様はいかがでしたか？

今回も、ふくしまの春を十分に満喫しました。皆様のご協力に心より感謝いたします。

年部会長、関連保険会社代表の方々と、ご来賓をお迎えし、会員約二十一名の出席をいただきました。

税務署長、宮崎法人会副会長、実沢青

年部会長、関連保険会社代表の方々と、ご来賓をお迎えし、会員約二十一名の出席をいただきました。

税務署長、宮崎法人会副会長、実沢青

・第十三回研修交流会

令和七年五月二十三日、ウエデイン

グエルティにおいて女性部会の第十三

回研修交流会が開催されました。櫻井

税務署長、宮崎法人会副会長、実沢青

年部会長、関連保険会社代表の方々と、

ご来賓をお迎えし、会員約二十一名の

出席をいただきました。

スローガン唱和、鈴木洋子部会長の

挨拶、来賓紹介ののち、議事に移りま

した。議事第三号議案までスムーズに

進み、令和七年度事業計画、収支予算

まで全会一致で承認されました。又、

今年度は役員改選の年度であり、鈴木

部会長より、原田純子新部会長へとバ

トンが渡されました。女性部会より鈴

木部会長へ感謝を込めて花束の贈呈が

あり、七年度は新メンバーで船出する

ことになります。税務署長より祝辞、

又、女性部会の主な活動である、ゼイ

キンフェス、租税教室、

絵はがきコンクールに

関しての温かい励まし

のお話もいただき、改めて身の引き締まる思

いを致しました。

続いて懇親会が行われ、青年部会長の乾杯のご発声の後、和やかに歓談、親睦を深めました。



公益社団法人福島法人会女性部会 第13回研修交流会



令和5年度「税に関する高校生の作文」

福島地区税務関係団体協議会長賞

震災から学んだこと

福島県立福島南高等学校 一年 山木優奈

あなたはあの日のことを覚えているだ

ろうか。そう、二〇一一年三月十一日の東日本大震災だ。あの日私は、母と学校から帰ってきたばかりの兄と三人でテレビを見ていた。突然、地鳴りがして家が左右に揺れ動き、家の物がどんどん倒れていく様子を見て、恐怖で震えあがつたのを覚えている。地震がおさまり、家族全員無事だったが、家のものが散乱し、いつもとは違う光景に違和感を感じ、当時三歳だった私は大泣きしたことを見ている。また、父が公務員として町役場で働いていたため、災害時に招集されてしまった。家族の中で父の存在は大きかったため、家族全員不安で仕方がなかった。ラジオから聞こえてくるたくさんの被害情報は不安と悲しみであふれかえった。これが三歳ながらに覚えている印象的な出来事だ。

しばらくし、私が小学校高学年になつたときに授業で東日本大震災について調べた。その時、印象に残つたのが「復興特別所得税」という言葉だ。復興特別所得税とは、東日本大震災からの復興財源に充てるために、通常の所得税に上乗せして徴収される特別税のことだ。この税は主に、仮設住宅や堤防や道路などの復旧、放射能汚染地域の除染に使われてい

るそうだ。

これまで私は「税金」という言葉を聞くと、生きていく上でたくさん耳にする言葉であり、たくさんの種類があるため、とても厄介で苦手意識があつた。しかし、復興特別所得税は被災者である私にとって興味深く、知る必要がある税金だと思った。税金がなければ、犯罪を取り締まる警察官がいなくなり、町中はトラブルだらけになつたり、子供たちが安心して学べる環境がなくなつたりと、様々なデメリットがある。

東日本大震災は私たちから多くのものを奪つた。しかし、復興特別所得税を中心とした様々な支援のおかげで、被災者は少しでも救われたよう気がする。税金は面倒かもしれない。しかし、それ以前に生きていく上で必要な不可欠であり、なくなつてはいけない大切なものだということが分かつた。これからは、私よりも下の世代の子供たちに税金のすばらしさを伝え、税について知り、考えてほしいと思つた。そして、将来の日本のために納税をして、社会に貢献していきたいと思つた。

新規加入者紹介

*新入会員のうち情報公開に同意いただいた会員のみを掲載しています

法人名	代表者	住所	業種
(株) SoraHana不動産	高橋 一仁	福島市入江町14-13 七福人ビル202	不動産
川原自動車(株)	佐藤 勇貴	福島市南矢野目字柳田前6	自動車整備
(株)瀬川建設	瀬川 正留	福島市飯坂町平野字久根際2-1	建設業

福島法人会よりインターネットセミナーのご案内

福島法人会のホームページから無料でセミナーをご覧いただけます

<https://f-hojin.or.jp> ⇒ 左バナー  をクリック



ID・パスワードは 会員ID: 1291 パスワード: 5012

会員の方は600タイトル以上のセミナーが無料で受講できます

お問い合わせは福島法人会事務局まで TEL:024-536-1291

税金クイズ

※2025年5月号の答え ①…② ②…① ③…① 当選者 五十嵐様、酒井様、藤倉様

広報委員長がインタビューしてきました

社長 特にはありませんでした。

アウトソーシングする前は仕事が重なつてくると社内の雰囲気が重くなつて大変でした。

その後は、今はそんなこともなくなり、残業も減つてきました。



●回答者

福島カラー印刷株式会社
代表取締役 渡辺 泰子 氏

(以下、社長)

●インタビュー

広報委員長 伊藤 信弘 氏
(以下、委員長)



左から伊藤委員長、渡辺社長

社長 印刷業を行つております。当初は新聞折込広告の制作を中心し商業印刷物全般を仕事をとしていましたが、新聞の発行数の減少と折込広告の減少に伴いWebコンテンツの制作も受注しています。

委員長 デジタル化に取り組むこととなつたきっかけは何ですか。

社長 震災やコロナ禍で社員が出社できなくなつたことがきっかけの一つです。印刷業はデータで作るのが主流ですので、パソコンを使う作業については特に抵抗はありませんでした。

社員が公社できなくとも自宅等から本社のサーバーへアクセスできれば仕事ができると想えて、まずは、社内のデータへ外からアクセスできる方法と仕組みづくりに取り組みました。

委員長 本日はお忙しい中、ありがとうございます。デジタル化に積極的に取り組んでいらっしゃる福島カラー印刷株式会社の渡辺社長に、業務のデジタル化についてお話を伺いたいと思います。よろしくお願いします。

社長 こちらこそ、よろしくお願いします。

委員長 福島カラー印刷さんの業務内容を教えてください。

委員長 アウトソーシングする社員の仕事がなくなつてしまふなど社内からの反発はありませんでしたか。

社員長 最初の業務打合せの際にしっかりとヒヤリングができれば、デザインの原案はそれなりの精度のものができます。当然そのままでお客様へ納品するわけにはい

きませんので、デザイナーが原案を基に納品するデータを作成して、お客様からチエックをいただくといった流れです。

委員長 A.I.導入について、コンサルタントからアドバイスを受けているのですか。

社長 コンサルタントを使つてゐるわけではありませんし、もともと社員のパソコンスキルが高かつたとも思つていません。

厚生労働省の人材開発支援助成金を活用してオンライン研修を3か月受講してもらい社内にA.I.が使える人を育成しました。

これらの人人が中心となつて業務のデジタル化が出来そな業務の洗い

委員長 A.I.を利用して業務の効率化を図つていると伺つております。どういったことを行つているのですか。

社長 一例ですが、①業務の打合せを図つていると伺つております。どういったことを行つているのですか。

社員長 これらの人人が中心となつて業務のデジタル化が出来そな業務の洗い



出しを行いました。

委員長 これからデジタル化しようとしている業務やできなかつた業務はありますか。

社長 校正作業はデジタル化できませんでした。赤書き個所を補正するのですが、完全に補正できず、最終的に人がチェックするわけですから初めから人の手で補正したほうが早いとなり、デジタル化をやめました。これからデジタル化をしたいと考えているのは営業の提案内容の洗い出しなどです、徐々に実働していま

います。現在は紙保存と併用していますが、書類の管理の手間がなくななるのと、保管場所が不要になるので楽になっていると思います。

申告については税理士さんにお願いしているので社内での作業は発生しませんが、すべてをe-Taxで提出しています。

委員長 税務関係のDXについてもお伺いします。電子帳簿保存法や申告時のe-Taxの利用、ダイレクト納付や*デジタルインボイスなど税務関係でもDX化が言われていますが、何か取り入れているものはありませんか。

***デジタルインボイスとは**
請求情報を、売り手のシステムから、買い手のシステムに対し、人を介することなく、直接データ連携し、自動処理される仕組みのことです。

社長 電子帳簿保存法は領収書のスキャナ保存は行っています。始めるときはルール作りが手間でしたが、スキヤナしたデータの名称を日付・相手方・金額と決めて月ごとにフォルダを作成して保存するようにして

との話は私は聞いていません。

請求書等をメールでやり取りしている取引先はありますが、いわゆるデジタルインボイスの利用までは至っておりません。

委員長 AIを使う前には「手間が増えた」や「間違いが多いのでは」といった声がありました。3割の効率化を目指して使ってみようということを始めました。現在でもAIを活用する人としない人がいるのは確かです。私はすべての社員に使ってもらえるかが課題であると感じています。

委員長 最後に会員の皆様に何かアドバイスがあればお願いします。

社長 AIの精度は日々上がっています。時短にもなりますし、業務の質向上にもつながります。一度使つてみると業務に活用できるヒントが見つかると

思いますので利用してみることをお勧めします。

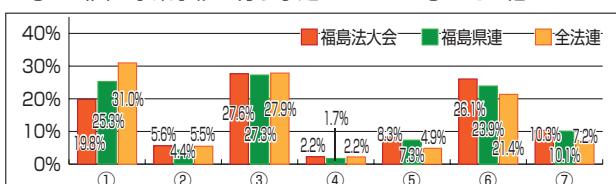


【後日担当者に聞きました】

後日ダイレクト納付に納付方法を変更した感想を伺いました。

使用している会計ソフトがダイレクト納付に対応したものになつたため昨年3月から利用を開始しました。以前は納税額等の集計結果を納付書に手書きで記載し、金融機関の窓口で納付していましたが、ダイレクト納付では数回OKボタンを押せば納付まで完了します。何より土日も関係なく納付ができます。銀行に行く必要がないので待ち時間が読めない銀行での手続き時間や移動時間が無くなるのが魅力的です。納付日の指定もできるようですが、早めに納付するように設定しています。

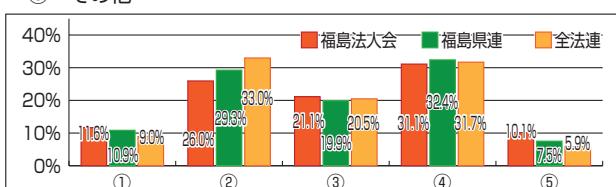
- ないを含む)
 ④ 事業を売却する ⑤ 事業承継はせず廃業する
 ⑥ 当面、事業承継を行う予定はない ⑦ その他



問7 事業承継／事業承継税制

政府は、事業承継を促進するための税制支援策を講じています。本年度の改正では、納税猶予制度の特例措置において役員就任要件の見直しが行われました。これまでの改正を踏まえて、事業承継税制について特に重視すべき点を2つ以内で選んで下さい。

- ① これまでの改正で十分であり、当面は利用状況等を注視する
- ② 相続時精算課税制度など生前贈与制度の更なる拡充を求める
- ③ 納税猶予制度の特例措置の延長や一般措置の要件拡充を求める
- ④ 事業用資産を他の一般資産と切り離し、事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める
- ⑤ その他

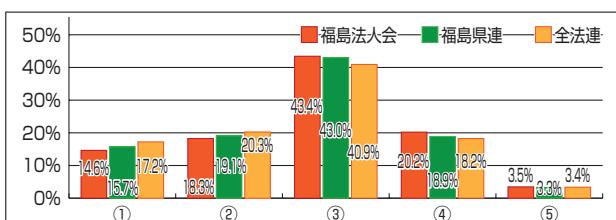


「納税猶予制度」とは、一定の要件を満たせば、相続又は贈与により取得した非上場株式に対応する相続税、贈与税の納税が猶予される制度。特例措置は一般措置より大幅に要件が緩和され、(1)令和8年3月末までに特例承継計画を提出し、(2)令和9年12月末までに実際に承継を行うことで、納税猶予割合が100%になります。

問8 地方税／固定資産税

地方の自主財源として大きなウエイトを占める固定資産税は、その収税が景気に左右されないことから地方税に適していると言われています。その一方で、負担感の高まりに伴って、その軽減に向けた抜本的な見直しが必要との意見があります。固定資産税を見直すとした場合、特に重視すべき点を2つ以内で選んで下さい。

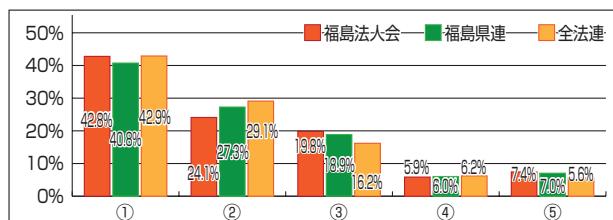
- ① 商業地等の宅地の評価方法を見直す
- ② 家屋の評価方法を見直す
- ③ 債却資産（事業用資産）への課税は廃止を含めて見直す
- ④ 免税点を大幅に引き上げる ⑤ その他



問9 所得税／基礎控除等

今回の税制改正では、物価上昇局面における税負担調整の観点から所得税の基礎控除が58万円に、そして就業調整にも対応する観点から給与所得控除の最低保障額が65万円に引き上げられ、所得税が課税されない給与収入額が103万円から123万円（年収200万円以下は160万円）に拡大されます（令和7年2月時点）。国民民主党はさらなる引き上げ（178万円）を求めていますが、このことについてどう考えますか。

- ① 国民の手取りを増やすため、課税最低限をさらに引き上げるべき
- ② 安定財源を確保するのであれば、課税最低限のさらなる引き上げに賛成
- ③ 今回の改正で十分である
- ④ 課税最低限の引き上げには反対 ⑤ その他

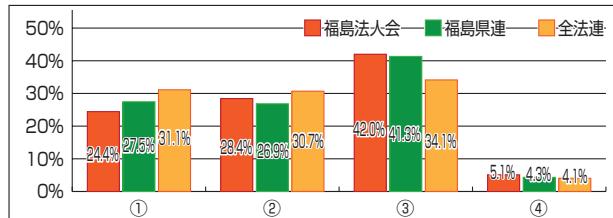


なお、2年間に限り、年収に応じて基礎控除に上乗せする措置が講じられ、上乗せ額は①年収200万円超475万円以下は30万円②475万円超665万円以下は10万円③665万円超850万円以下は5万円となります（令和7年2月時点）。

問10 厚生年金の適用範囲の拡大

現在、従業員51人以上の企業で週20時間以上働き、年106万円以上の賃金を受け取っている短時間労働者（パート等）は厚生年金の加入対象となっていますが、2035年までに段階的に企業規模要件（従業員〇〇人以上）を撤廃していくことなどが議論されています。いわゆる「106万円の壁」が撤廃されることについて、どう考えますか。

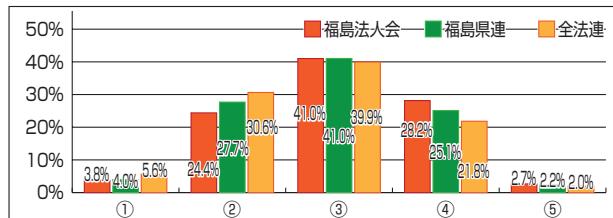
- ① 人材を確保するためにはやむを得ない
- ② 企業負担が増えるので反対である
- ③ この段階では判断できない ④ その他



問11 厚生年金の企業負担割合

政府は、新たに厚生年金に加入する人の「保険料負担軽減」措置として、労使折半となっている保険料を年収151万円未満までは企業側がより多く負担できる仕組み（企業負担割合は労働者と事業主の合意）が検討されています。この措置についてどう考えますか。

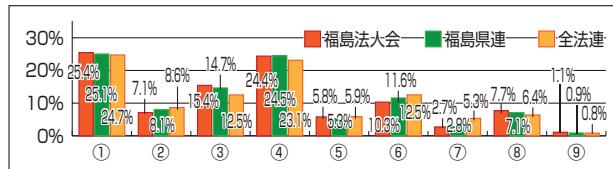
- ① 人材確保につながるので企業側がより多く負担してもよい
- ② 企業の負担軽減策が講じられるのであれば企業側が多少負担してもよい
- ③ 企業の負担軽減策が講じられたとしても企業側の負担は増えるので反対である
- ④ この段階では判断できない ⑤ その他



問12 行財政改革

国や地方では行財政改革に取り組みつつあるものの、国民が納得するような抜本的改革は行われておりません。国・地方においては、どの項目を中心見直すことが望ましいと考えますか。特に優先すべき項目を以下より3つ以内で選んで下さい。

- ① 無駄な予算の排除や歳出の効率化
- ② 国と地方の役割分担の明確化と地方への権限移譲
- ③ 公務員の効率的な要員配置および人件費の抑制
- ④ 議員数の削減および歳費等の抑制
- ⑤ 客観的なデータに基づく政策立案とその効果検証
- ⑥ 特殊法人や独立行政法人の見直し
- ⑦ デジタル化による業務改革
- ⑧ 積極的な民間活力の導入
- ⑨ その他



税制アンケートの結果報告

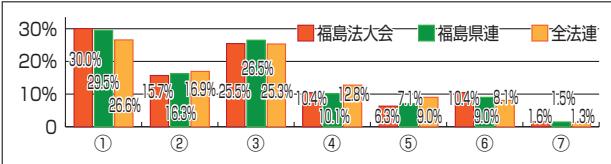


法人会では、令和8年度の税制改正に関する提言の取りまとめにあたり、会員の意向を反映するために税制アンケートを実施しました。
福島法人会では、全会員へアンケートを郵送したところ456件もの回答をいただきました。
お忙しい中、アンケートにご協力いただきました皆様に厚く御礼申し上げます。
アンケートの結果を、次のとおりご報告いたします。

問1 中小企業向け税制

令和8年度税制改正を検討するにあたり、中小企業向けの税制(法人税関係)で特に重視すべき点について、以下より3つ以内で選んで下さい。

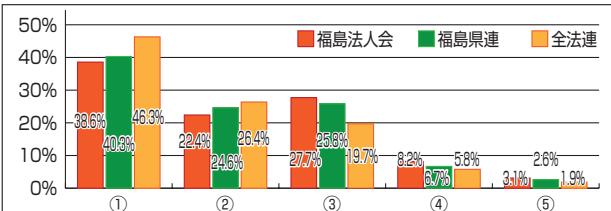
- ① 法人税の軽減税率の特例(15%)の本則化等
- ② 設備投資・研究開発を促進する税制の拡充
- ③ 雇用拡大・賃金引上げを促進する税制の拡充
- ④ 役員給与の損金算入の拡充
- ⑤ 交際費課税の損金算入枠の拡大
- ⑥ 欠損金の繰戻還付制度の拡充
- ⑦ その他



問2 企業の賃上げ

政府は「物価上昇に負けない賃上げを定着させる」こととしており、引き続き、中小企業の賃上げが大きな課題となっています。あなたの会社では今年の賃上げについてどう対応しますか。

- ① 賃上げをする
- ② 賃上げを検討したい
- ③ 賃上げは難しい
- ④ 賃上げをするか決めていない
- ⑤ その他

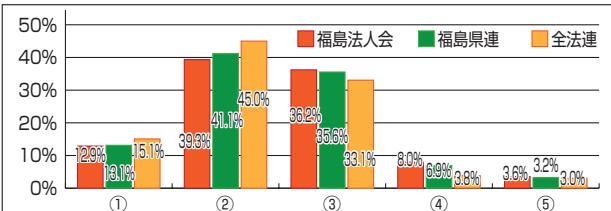


問3 価格転嫁

人件費や仕入価格などの上昇分について、あなたの会社では商品・サービスの価格に転嫁できていますか。

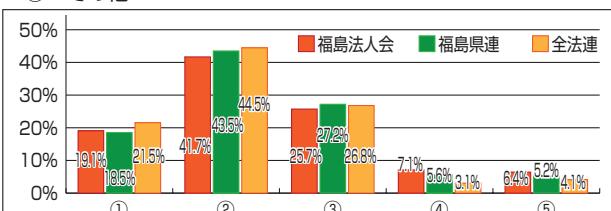
(1) 人件費

- ① おおむね価格転嫁できている
- ② 少少ではあるが価格転嫁できている
- ③ 価格転嫁できていない
- ④ 価格転嫁はしない
- ⑤ その他



(2) 仕入価格(その他経費)

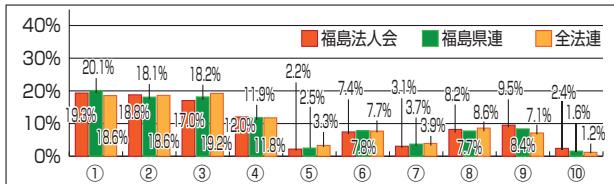
- ① おおむね価格転嫁できている
- ② 少少ではあるが価格転嫁できている
- ③ 価格転嫁できていない
- ④ 価格転嫁はしない
- ⑤ その他



問4 消費税／インボイス制度①

課税事業者の方にお聞きします。インボイス制度が導入されて2年目になりますが、どのような負担が増えたと思いますか。以下より3つ以内で選んで下さい(免税事業者の方は、空欄のままで結構です)。

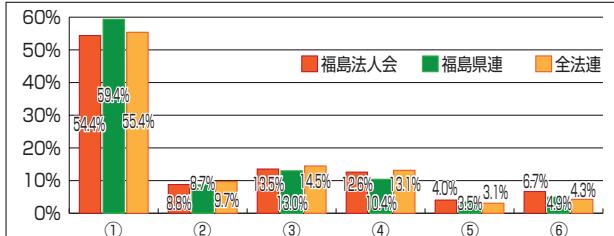
- ① 取引先が適格請求書発行事業者かどうかの確認作業
- ② 受領した請求書等がインボイスの要件を満たしているかの確認作業
- ③ インボイスの要件を満たしていない請求書等を受領した際の対応
- ④ 会計帳簿の記入や会計ソフトの操作
- ⑤ 従業員への社内教育・研修
- ⑥ 事務負担の増加による人件費の負担増
- ⑦ インボイス処理に伴う設備等への負担増
- ⑧ 消費税の申告・納税にかかる事務負担増
- ⑨ 特に問題なく対応できている
- ⑩ その他



問5 消費税／インボイス制度②

課税事業者の方にお聞きします。今後の免税事業者との取引についてお考えをお聞かせください(免税事業者の方は、空欄のままで結構です)。

- ① これまでと変わりなく取引を行う
- ② 課税事業者ではない取引先とは、すでに取引を抑制等している
- ③ 免税事業者からの課税仕入れを80%控除できる令和8年9月末日までは取引を行うが、それ以降は取引を再考したい
- ④ 6年間の経過措置等が終了するまでは取引を行うが、その後は取引を再考したい
- ⑤ 簡易課税を適用しているので、免税事業者との取引でも影響はない
- ⑥ その他



＜参考＞インボイス制度実施後6年間は、①免税事業者からの仕入れについて、仕入税額相当額の一定割合を控除可能とする(令和5年10月からの3年は80%、令和8年10月からの3年は50%の控除が可能)経過措置や、②基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5,000万円以下である事業者が行う課税仕入れについて、当該課税仕入れに係る支払対価の額が1万円未満である場合には、一定の事項が記載された帳簿のみの保存により仕入税額控除を認める負担軽減措置が設けられています。

問6 事業承継／後継者の決定状況

あなたの会社を事業承継するに当たって、現時点での後継者の決定状況等について、お聞かせください。

- ① 子や子以外の親族に事業承継する(後継者本人も承諾している)
- ② 親族外に事業承継する(後継者本人も承諾している)
- ③ 後継者は決まっていない(後継者候補に意思を確認している)



2025

7

会員企業を応援! わっ!! 福島法人会

【所在地】〒960-8034 福島市置賜町8-38
 【事業内容】飲食業
 【電話番号】024-522-5400
 【公式HP】<http://1-kuchi.com/>

QRコード

株式会社一京(食彩ひとつくち・THE Shuttle)
 Interview 代表取締役 斎藤 京子 さん

女性経営者ならではの心配りが魅力の居酒屋です。お料理はおふくろの味を目指し、家庭の味にひとつ工夫を加えた料理が楽しめます。

座席は、1階に掘りごたつ14席、カウンター8席、2階に和風モダンルーム30席と、椅子テーブルの「VIP空遊ルーム」が35席あります。和風モダンルームは3つの完全個室にもできます。お一人様から団体、家族連れのお客様にも来ていただいています。日曜定休ですが、予約があれば営業し、代わりに他の日が休みになることもあります。

また、スナック「THE Shuttle」も経営しており、ひとつくちじ利用から一次次会スナックご利用でサービス価格でご案内します。

また、ティクアウトのお弁当も好評で、生田斗真さん主演のNetflix映画「Demon City 鬼クロシ」の撮影現場にも3日間口ケ弁を提供しました。夜の宴会が入っていない日に限り対応可能ですので、まずはお気軽にご相談ください。

Q. 立ち上げられた経緯を教えてください。

若い頃から料理が好きで、ホームパーティを開いては「お店を出したら?」と言われていました。良い物件があると声を掛けてもらい、パセオ通りで開業しました。その後陣場町に移転し、そこで東日本大震災で揺れながら、「宴

会席を持ちたい!」と現在の店舗に移転し、今年開業35周年になりました。

Q. オススメのメニューを教えてください。

メニューはぜひホームページを見てください。

宴会の予約をいただく時にはコース、予算、リクエストに加えて男女比や年齢層、アレルギーをお聞きして当日のメニューに反映します。同じ週に同じ方が来られても違うメニューをお出しします。公式LINEからは24時間予約いただけます。

Q. 福島法人会に入会されたきっかけを教えてください。

2017年の法人成りを機に、(株)A

水技研の紺野社長に「勉強になるし、人脈も広がる」と勧められて入会しました。

Q. クーポン事業へのご協賛ありがとうございます。最後に、メッセージ

ジまたはPRをお願いします。

福島駅東口はまだコロナの影響が残っていますが、福島をもっと盛り上げたいと思っています。「見て一みて! 吞んでラリー」の実行委員長を務めており、8月27日(水)、8月28日(木)の2日間で5店舗5,000円、3店舗3,000円で回れるイベントを開催します。5人で5,000円チケットをシェアすることも可能です。ぜひご参加ください。

